

平成31・32年度 京都コンサートホールにおける 「レセプション業務委託」プロポーザル実施説明書

1 業務委託概要

(1) 業務名

京都コンサートホールレセプション業務

(2) 業務目的

京都コンサートホールは、京都市交響楽団のフランチャイズホールに加え、世界レベルの音楽芸術に触れあえる場として、また、音楽のある暮らし・まちの中心拠点として、多くの市民に親しまれています。

これからも京都コンサートホールが音楽専用ホールとしての役割・機能を発揮し、また、京都市を代表する「音楽芸術の殿堂」として、多様な来館者・利用者の皆様に温かくきめ細やかなサービスを提供し続けていくため、京都コンサートホールの指定管理者である公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（以下「当財団」という。）と共に取り組んでいただける「レセプション業務委託」の事業者を、プロポーザル方式により募集します。

(3) 業務内容

本レセプション業務は、「管理・連絡調整業務」「ホール案内業務」「その他付帯業務」で構成しています。業務内容については「京都コンサートホールレセプション業務委託仕様書（案）」に従い実施するものとします。

(4) 契約期間

平成31年4月1日（契約締結日）から平成33年3月31日まで（2年間）

(5) 契約上限額

上記契約期間での契約上限額

53,163,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

※ 提示した金額を超過した場合は失格とします。

2 プロポーザル参加資格等（参加資格要件）

本契約の締結を行う事業者の参加資格は、次のすべての要件を満たす者としてします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）の規定に該当しないこと。

(2) 平成30～31京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であり、参加申請の日から契約締結の日までの間において京都市により競争入札参加停止又は当財

団において準用する同規定による同様の措置を受けていないこと。なお、有資格者名簿に登載されていない者にあつては、平成 31 年 1 月 10 日現在において、引き続いて 2 年以上営業等を行っており、かつ、納税義務者にあつては、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による更生手続又は再生手続を開始している団体でないこと。

(4) 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員、「京都市暴力団排除条例」第 2 条に掲げる暴力団員等又は暴力団密接関係者及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

(5) レセプション業務を構成する「管理・連絡調整業務」「ホール案内業務」「その他付帯業務」に関する豊富なノウハウを有し、かつ当該業務を円滑に遂行するために必要な能力を持った人材、事業資金等の経営基盤を有する法人で、文化施設等に、平成 20 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日（10 年間）までの間に、元請として合わせて 2 年以上のホール案内業務を履行した実績があること。

(6) 複数の法人による共同企業体での応募について

複数の法人による共同企業体で応募を行う場合は、次の項目に留意してください。

ア 複数の法人が共同企業体を構成して提案する場合は、代表となる法人を定めるとともに、各法人が業務執行に係る全体の責任を連帯して負うこととします。代表となる法人及び共同企業体を構成する法人の変更は、原則として認めません。

イ 代表法人及びすべての構成法人が上記（1）から（5）の参加資格要件をすべて満たしていなければなりません。

ウ 単独で応募した法人は、他の共同企業体の構成法人になることはできません。

また、同時に複数の共同企業体の構成法人となることはできません。

エ 共同企業体で応募する場合、企画提案書の提出時に共同企業体協定書等を提出してください。

3 プロポーザル公告期間

本プロポーザルの公告は、平成 31 年 1 月 10 日（木）から同年 1 月 24 日（木）までの期間、当財団ホームページ及び京都コンサートホールホームページに掲載しています。応募に必要な書類等は、当財団ホームページ及び京都コンサートホールホームページからダウンロードできます（最終日は午後 5 時まで）。また、京都コンサートホールの窓口においても公告期間中、午前 9 時から午後 5 時まで（同年 1 月 21 日（月）の休館日は除く。）書類等を受け取ることができます。

当財団ホームページアドレス : <https://www.kyoto-ongeibun.jp/>

京都コンサートホールホームページアドレス : <https://www.kyotoconcerthall.org/>

4 プロポーザルに係る質問及び回答

本プロポーザルに係る質問は、質問票（様式 1）により、平成 31 年 1 月 10 日（木）から同年 1 月 16 日（水）午後 5 時（必着）までに、次の提出先にメール又は FAX で提出してください。

すべての質問に対する回答は、平成 31 年 1 月 18 日（金）から同年 1 月 22 日（火）までの期間、当財団ホームページ及び京都コンサートホールホームページにて公開します。

<質問票提出先>

e-mail : kanri@kyotoconcerthall.org

F A X : 075-711-2955

5 参加表明書・参加資格書類・実績調書の提出

本プロポーザルへ参加する法人又は共同企業体は、平成 31 年 1 月 10 日（木）から同年 1 月 24 日（木）午後 5 時（必着）まで（同年 1 月 21 日（月）の休館日は除く。）に、参加表明書（様式 2）、参加資格書類（様式 3）、実績調書（様式 5）を各 1 部ずつ、次の提出先に持参（郵送不可）してください。

なお、受付期間終了後の書類提出は受け付けません。また、提出後の書類等の変更及び追加は認めません。

(1) 提出先

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（京都コンサートホール）

事業管理部 管理課（担当：鈴木、植野）

(2) 参加資格書類の提出について

参加資格書類提出書（様式 3）を表紙に使用し、以下の書類を各 1 部ずつ（共同企業体の場合は全構成員分）提出してください。

ア 会社案内（パンフレット等）

イ 定款

ウ 登記簿謄本（全部事項証明書）

エ 直近決算期の貸借対照表及び損益計算書

オ 京都市の入札参加資格登録等の写し又は過去 2 年間の法人税の納税証明書及び消費税の納税証明書

カ 暴力団排除措置に係る誓約書（様式 4）

※京都市の有資格者名簿に登載されている場合は不要

(3) 実績調書の提出について

実績調書（様式 5）に加えて、同調書に実績として記載されている業務の契約書等の写しを各 1 部ずつ提出してください。

6 プロポーザル参加資格審査及び結果通知

当財団でプロポーザル参加資格審査を行い、審査結果を平成31年1月28日(月)にメールにて通知します。

参加資格審査を通過できなかった法人又は共同企業体は、その後の本プロポーザルに参加できません。

7 企画提案書、見積書及び見積内訳書の提出

平成31年1月29日(火)から同年2月5日(火)午後5時(必着)まで(同年2月4日(月)の休館日は除く。)に、企画提案書(様式6)、見積書及び見積内訳書(様式7)を各10部(正本1部、副本9部)、次の提出先に持参(郵送不可)してください。共同企業体で応募される場合は、代表法人及び構成法人で締結する共同企業体協定書等を1部併せて提出してください。

なお、受付期間終了後の書類提出は受け付けません。また、提出後の書類の変更及び追加は認めません。

(1) 提出先

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団(京都コンサートホール)
事業管理部 管理課(担当:鈴木、植野)

(2) 企画提案書作成にあたっての留意点

企画提案書の表紙は、所定の書式(様式6)を使用してください。

様式6-1以降の書式は、A4版(横でも可)であれば自由です。様式6-1から様式6-8までのすべての項目について、それぞれ指定のページ数内で記載してください。

企画提案書の作成にあたっては、「京都コンサートホールレセプション業務委託仕様書(案)」や添付資料を十分にご確認ください。ただし、本仕様書(案)は当財団が想定する最低限の業務項目であり、それ以外に必要と判断する項目については該当の各様式において積極的にご提案ください。

なお、企画提案書の内容、考え方等については、業務受託者として選定され、契約協議の際に作成・提出していただく「業務実施計画書」と一貫性を保つものとしてください。

様式	記載内容	頁数（上限）
様式 6-1	本業務に当たっての基本認識・基本姿勢	1 ページ
様式 6-2	本業務を通じて、多様な利用者の満足度を高めるための着眼点及び具体方策	2 ページ
様式 6-3	本業務の水準を高めるために実施する PDCA・モニタリングの仕組み・手法	1 ページ
様式 6-4	本業務における執行体制・指揮系統	1 ページ
様式 6-5	人員配置の想定	3 ページ
様式 6-6	レセプションистのスキルアップ、ホスピタリティ向上のための具体方策	2 ページ
様式 6-7	災害時及び平常時の安全確保に関する具体方策	1 ページ
様式 6-8	地元雇用対策への考え方	1 ページ

(3) 見積書及び見積内訳書作成にあたっての留意点

見積書及び見積内訳書の作成にあたっては、添付資料1「京都コンサートホール利用状況調書（平成29年度実績～平成32年度見込み）」を参照のうえ、「京都コンサートホールレセプション業務委託仕様書（案）」に基づき作成してください。

なお、記載していただく見積額は、消費税を含まない金額とします。

8 審査及び審査結果

(1) 選定委員会の設置

当財団内に、京都コンサートホールレセプション業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を厳正に行います。

なお、審査委員の公表は行いません。

(2) 書類審査

提出されたすべての書類について選定委員会が審査を行います。審査方法等については添付資料2「京都コンサートホールレセプション業務委託プロポーザル審査方法」をご参照ください。

(3) プレゼンテーション審査実施日

原則として、提案書等を提出いただいたすべての提案者にプレゼンテーションを

行っていただきます。実施日は、平成 31 年 2 月 19 日（火）とし、開始時間については調整のうえ、メール又は FAX でご連絡します。

(4) プレゼンテーション審査概要

1 事業者あたりプレゼンテーションの持ち時間を 10 分間とし、その後、質疑応答時間を約 10 分間設けます。プレゼンテーションは、提出資料に記載されている内容と補足説明に限ります。当該提出資料内に全く記載されていない事項については対象としません。

なお、補足資料以外の書面及びパワーポイント等の使用は認めません。

9 選定結果の通知

選定結果は、選定委員会終了後、選定・非選定に関わらず、すべての提案者にできるだけ速やかに書面で連絡します。

なお、審査順位等、詳細な選定結果の公開・通知は控えさせていただきます。

10 契約協議及び契約締結

審査順位が最も高かった提案者と、詳細の業務内容等について協議を行い、双方の合意がなされたうえで、業務委託契約を締結します。契約協議において、「業務実施計画書」を作成・提出していただきます。これにより、仕様書（案）を変更することがあります。

また、契約協議において双方の合意がなされなかった場合は、審査順位が 2 位以下の候補者と順次協議を行うこととします。

※契約書は、京都市の標準契約書を基本とし、詳細の業務内容については仕様書に規定し、契約を締結する予定です。

11 失格

次のいずれかに該当する場合は、審査の結果を問わず失格とします。

- (1) 契約上限金額を超過している場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 本説明書に定められた諸事項に違反した場合
- (4) その他不正な行為を行った場合

12 プロポーザル参加に係る留意事項

- (1) 書類作成において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 参加者から提出されたすべての書類は返却しません。
- (3) 参加に要する費用は、すべて参加者の負担とします。
- (4) 仕様書及び契約金額については、当財団との契約協議によって変更される場合があります。

- (5) 参加者は、本プロポーザルの過程において知り得た内容について、第三者に漏らしてはなりません。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとします。
- (7) 提出書類は、文書の公開請求等があった場合、公開することがあります。

13 特記事項

- (1) 本件は、京都市公契約基本条例第 12 条第 1 項の取扱いに準じた労働関係法令遵守状況報告書（以下「報告書」という。）の提出が必要となる契約であることから、受託者は、契約締結後に報告書を提出すること（下請負者の報告書の提出は不要）。
- (2) 業務の全部又は主要な部分を一括して再委託することは認めません。
- (3) 業務又は作業内容によっては、単価契約とし、実績に応じた支払いへの変更をお願いすることがあります。
- (4) 書類の提出以後、契約の相手方を決定した旨の連絡を受けるまでの間において、参加を辞退しようとするときは、団体又は法人の名称及び代表者を明記し書面により申し出るようにしてください（様式任意）。
なお、書面が当財団に到着し、確認するまでの間は、辞退したものとみなしますのでご注意ください。
- (5) 契約の相手方が決定した後、契約を締結するまでの間において、契約の締結を辞退しようとするときは、法人又は団体の名称及び代表者名を明記した書面により申し出るようにしてください（様式任意）。
なお、書面が当財団に到着し、確認するまでの間は、辞退したものとみなしますのでご注意ください。
- (6) 契約の相手方として決定した法人又は共同企業体が、前項（4）に記載する契約辞退の申し出を行った場合、京都市の入札保証金の例により、見積書記載の金額の 5%に相当する違約金を当財団に対して支払っていただきます。
- (7) 平成 31 年 4 月以降の当財団予算額に大幅な減額又は削除があった場合は、当契約を変更又は解除することに関し、協議を求めることがあります。
- (8) 契約締結後、消費税法等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減したものを契約金額とします。

14 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下の通りです。

内 容	時 期 等
プロポーザル公告期間	平成31年1月10日(木)～同年1月24日(木)
プロポーザルに係る質問受付期間	平成31年1月10日(木)～同年1月16日(水) 午後5時(必着)まで受付
プロポーザルに係る質問回答掲載期間	平成31年1月18日(金)～同年1月22日(火)
参加表明書・参加資格書類・実績調書 受付日	平成31年1月10日(木)～同年1月24日(木) 午後5時(必着)まで受付
プロポーザル参加資格審査結果通知日	平成31年1月28日(月)
企画提案書・見積書受付期間	平成31年1月29日(火)～同年2月5日(火) 午後5時(必着)まで受付
プレゼンテーション審査実施日	平成31年2月19日(火) ※ 開始時間は調整のうえ連絡
選定結果通知	プレゼンテーション審査終了後速やかに

15 お問い合わせ先

〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町1-26

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団(京都コンサートホール)

事業管理部 管理課(担当:鈴木, 植野)

電話: 075-711-2980 / FAX: 075-711-2955

e-mail : kanri@kyotoconcerthall.org

当財団ホームページアドレス : <https://www.kyoto-ongeibun.jp/>

京都コンサートホールホームページアドレス : <https://www.kyotoconcerthall.org/>